

令和5年第3回定例会

## 防災環境産業委員会資料

(議案関係)

- 第117号議案 令和5年度 茨城県一般会計補正予算(第4号)・・・1

令和5年9月26日

防災・危機管理部

第117号議案

令和5年度茨城県一般会計補正予算（第4号）

○一般会計補正予算（防災・危機管理部分）

【今回分】〔令和5年第3回定例会議案概要説明書 9 ページより〕 （単位：千円）

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源
防災・危機管理課	600,011	国庫支出金 244,085	60,140
		繰入金 239,086	
		県債 56,700	
		計 539,871	

【歳出項目別】〔令和5年度予算に関する説明書 15 ページより〕 （単位：千円）

款 名 項 名 目 名	補正前の額 (A)	今回の補正額 (B)	計 (A+B)
5 防災・危機管理費	5,372,483	600,011	5,972,494
2 災害救助費	421,048	600,011	1,021,059
1 災害救助対 策費	421,048	600,011	1,021,059

## 主要事業等の概要（案）

防災・危機管理部防災・危機管理課

議案の名称	台風第13号に係る被災者支援等事業
1 予算額	600,011千円
2 現況・課題	台風第13号に係る災害により、日立市、高萩市、北茨城市を始めとして被害が発生したことから、被災者に対し必要な支援を行う必要がある。
3 必要性・ねらい	今回の災害の発生に伴う被害に対し、災害救助法による住宅の応急修理や被災者生活再建のための補助等、被災者の生活再建に向けた支援を行う。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計画 等)	<p>○災害救助費 478百万円 「災害救助法」が適用された日立市、高萩市、北茨城市が行う 応急的に必要な救助業務 (住宅応急修理) 477百万円 〈限度額〉大規模半壊、中規模半壊、半壊 706千円/世帯 (避難所設置等) 1百万円 ※負担割合 国 1/2、県 1/2</p> <p>○被災者生活再建支援補助事業 55百万円 「被災者生活再建支援法」の支援対象とならない被災者に対する 県独自の支援金の支給 (支給額) 200千円/世帯※単身世帯の支給額は3/4の額 (補助率) 県 1/2、市町村 1/2 (対象区域) 県内全域</p> <p>○災害弔慰金等補助事業 8百万円 被災者の遺族に対する弔慰金の支給 (主な支給額) 5,000千円(生計維持者の死亡) ※負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p> <p>○災害援護資金貸付事業 57百万円 災害で被災された方への資金の貸付け (貸付限度額) 1,700千円(半壊世帯) ※負担割合 国 2/3、県 1/3</p> <p>○県災害見舞金支給事業 3百万円 災害で被災された方への見舞金の支給 (支給額) 20千円/世帯(床上浸水) ※被災者生活再建支援制度(国、県)との併給不可</p>
5 参考事項	

# 台風第13号に係る被災者支援等事業

【R5. 9月補正予算額 601百万円】

防災・危機管理部 防災・危機管理課 総務・危機管理G (029-301-2879)

台風第13号に伴う災害による被害に対し、被災住宅の応急修理、災害援護資金の貸付等、被災者の生活再建に向けた支援を行います。

○災害救助費（478百万円）  
避難所の設置や住宅応急修理などの災害救助法に基づく救助に係る経費

<主な限度額>

半壊以上 706千円/世帯（国1/2、県1/2）

<内訳>

住宅応急修理 477百万円

避難所設置等 1百万円

○被災者生活再建支援補助事業（55百万円）  
被災者生活再建支援法が適用とならない被災者に対する県独自の支援 ※県災害見舞金支給事業との併給不可、単身世帯の支給額は3/4の額  
<主な支給額>半壊 20万円/世帯（県1/2、市町村1/2）

<国制度>	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊
被災者生活再建支援法適用市町村	最大300万円	最大250万円	最大100万円	支援なし

<県制度>

法適用外市町村、法対象外半壊世帯	国制度と同等の上記額を支給	20万円 (県独自)
------------------	---------------	---------------

○災害弔慰金等補助事業（8百万円）  
被災者の遺族に対する弔慰金の支給  
<主な支給額>生計維持者の死亡 500万円  
（国1/2、県1/4、市町村1/4）

○災害援護資金貸付事業（57百万円）  
被災住民への災害援護資金の貸付  
<対象者>  
負傷又は住居・家財に被害を受けた者  
<主な貸付限度額>  
半壊 170万円（国2/3、県1/3）  
<申請期限>  
令和5年12月31日

○県災害見舞金支給事業（3百万円）  
被災した住民に対する見舞金の支給  
<主な支給額>住家被害：床上浸水 2万円  
※被災者生活再建支援制度（国・県）及び災害弔慰金等補助事業との併給不可